

## 飯島町に光をそそぐマイホーム取得補助金に関するQ & A

### ◆ 1 補助金の申請

Q1-1：申請できる要件はどのようなものでしょうか。

A1-1：次の8つの要件をすべて満たすことが必要です。

- ① 申請者が取得した住宅（土地）に住むこと。
- ② 申請者もしくは申請者の配偶者が49歳以下であること。（登記申請日で49歳以下）
- ③ 2名以上定住すること。
- ④ 5年以上継続して住むこと。
- ⑤ 自治組織に加入し地域活動に参加すること。
- ⑥ 町税等の滞納がないこと。
- ⑦ 暴力団関係者でないこと。
- ⑧ 過去にこの補助金を受けたことがないこと。

Q1-2：申請者は誰名義にしたらよいでしょうか。

A1-2：申請者＝登記名義人（最終的な所有者）を想定しています。

Q1-3：申請者は飯島町に住所がなければ申請できないでしょうか。

A1-3：飯島町に住所がなくても申請ができます。ただし、住宅を建てた後速やかに住所を移してください。

Q1-4：新築住宅には息子が住むが、申請人は父親でもよいでしょうか。

A1-4：父親が同居し、49歳以下なら申請可能です。（登記名義人が父親）

別居であれば息子の住所が飯島町になくてもよいので、息子名義で申請をいただくことは可能です。

Q1-5：外国人の申請の場合に制限はありますか。

A1-5：国籍による制限はありませんが、5年間継続して住むこと、地域コミュニティ（自治会）への加入等が要件となっているので注意してください。要件を満たさなくなった場合は補助金返還をいただくこともあります。

Q1-6：どのタイミングで補助金申請をしたらよいでしょうか。

A1-6：住宅の建築に着手する前、もしくは中古住宅の購入代金支払い前に申請を行ってください。具体的には業者から見積もりを取り、金額と工期がある程度判明した段階から契約締結の段階の間で申請を想定しています。

ただし、契約日が令和4年3月31日以前のものについては、登記の完了前に申請を行ってください。登記申請受付日が4月1日以後のものが対象。

Q1-7：工事契約日が令和4年3月中で、まだ現場は未着手なのですが補助の対象となるでしょうか。

A1-7：取得日（登記申請日）を基準とするため、取得日が令和4年4月1日以降であれば対象となります。また、着手している状況でも同様に対象となります。

Q1-8：建築完了が年度をまたぐ見込みですが対象になるでしょうか。

A1-8：翌年度中に事業完了となる場合は対象となります。2年度以上をまたぐ場合は対象とならないので注意してください。予算措置については予算繰越を想定しています。

Q1-9：施工業者による制限はありますか。

A1-9：業者の町内外の制限はありません。ただし、町内業者施工の場合は別途「町内経済循環に対する奨励」として、商品券とお米を進呈します。

Q1-10：中古住宅について、前の持ち主が空き家改修等補助金を受けているようですが、対象となるでしょうか。

A1-10：補助金申請者が以前の持ち主と別の方であれば対象となります。

Q1-11：飯島町結婚新生活支援事業補助金を過去に受けたのですが、対象となるでしょうか。

A1-11：基本的な要件を満たしていれば対象となります。

Q1-12：飯島町太陽光発電システム補助と併用はできるでしょうか。

A1-12：併用は可能です。

Q1-13：国県の住宅に関する補助金と併用はできるでしょうか。

A1-13：町の補助金の規定では国県の補助対象となっていない箇所・部分であれば併用は可能としています。ただし、国県の補助金の規定で併用できない場合もあるため、当該補助金の担当部局へ確認をしてください。

Q1-14：事業者名で申請はできるでしょうか。

A1-14：申請者が最終的な所有者となり定住することが目的であるため、事業者名での申請はできません。

Q1-15：住宅取得支援事業補助金や、空き家提供事業補助金を受けたことがあります。今回申請できるでしょうか。

A1-15：過去受けた補助金の内容にもよりますので、ご相談ください。例えば、補助を受けたが、5年経過していない方であれば、過去受けた補助金を返還していただく可能性があります。この補助金は申請できます。

## ◆2 補助金の対象

Q2-1：年齢要件には49歳以下とあるが、申請者が50歳で配偶者が48歳であれば対象となるでしょうか。

A2-1：申請者または配偶者が49歳以下であるので該当となります。なお、年齢要件は補助金の申請日を基準として判断します。

Q2-2：同居人と住む予定ですが対象となるでしょうか。

A2-2：基本的な要件を満たしていれば対象となります。

Q2-3：既存の住宅を建て替える場合は対象になるでしょうか。

A2-3：建て替えも基本的な要件を満たしていれば対象となります。ただし、解体費用については補助対象外となるので注意してください。

Q2-4：設計はA社、基礎工事はB社、足場工事はC社…というように工事箇所によって業者が異なる場合は対象となるでしょうか。

A2-4：基本的な要件を満たしていれば対象となります。

A2-5：親族間での購入は対象になるでしょうか。

A2-5：2親等以内（申請者と祖父母、申請者と父母）からの購入は対象となりません。3親等以上離れていれば対象となります。

A2-6：中古住宅について個人間売買は該当となるでしょうか。

A2-6：基本的な要件を満たしていれば対象となります。

A2-7：該当とならない経費は何があるでしょうか。

A2-7：想定されるものは以下のようなものがあります。

- ① 直接住宅建築にかからない経費（外構工事、独立した車庫の建築、解体工事など）
- ② 併用住宅の住宅以外部分（店舗として利用する部分など）
- ③ 他の補助金を受けて実施する部分（国県の住宅補助など）

Q2-8：土地のみの購入は対象とならないでしょうか。

A2-8：土地のみ購入した場合も対象となります。ただし、速やかに住宅を建ててください。

Q2-9：トレーラーハウスを購入・設置して定住することを計画しているが、対象とならないでしょうか。

A2-9：一般的には対象外。ただし、築基準法に規定する建築物に該当するもので、かつ一般型居住誘導面積を満たすものであれば対象となります。また、トレーラーハウスの仕様上1台では面積の要件を満たせない可能性があるので注意してください。

### ◆ 3 補助金額

Q3-1：補助金額の計算方法を教えてください。

A3-1：土地代と住宅工事代（もしくは中古住宅の購入代金）を合わせた金額（補助対象外の経費を除く）に1/2を乗じた金額を基準とします。ただし1,000円未満の端数は切り捨てとします。

### ◆ 4 その他

Q4-1：従前の制度と補助金額の差が大きく、今までの制度を使った人と不平等があるが、どうでしょうか。

A4-1：人口増のため思い切った施策を講じる必要があり、財源的な問題もあるため3年間の増額とした時限立法としています。

登記申請日が4月1日以後は対象となります。

Q4-2：取得の定義は何でしょうか。

A4-2：登記の申請日を取得の基準としています。

Q4-3：一般型居住誘導面積とはどのようなものでしょうか。

Q4-3：国が示す「住生活基本法」に基づいた「住生活基本計画」に定めた、多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準のことです。

一般型の算定式は次の通りとなります。

・ 2人以上の世帯  $25 \text{ m}^2 + \text{世帯人数} \times 25 \text{ m}^2$

※世帯人数については、3歳未満は0.25人、3歳以上6歳未満は0.5人、6歳以上10歳未満は0.75人、それ以上は1人換算です。